

令和 6 年第 2 回都城市議会定例会（3 月追加）

（議案第 60 号、第 61 号）



議案第 60 号

財産の取得について

次のとおり工業用地造成事業（高木北地区）の用地を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 12 日提出

都城市長 池田 宜永

- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 所 在 地   | 都城市高木町 4110 番<br>外 5 筆（別紙土地取得明細書のとおり） |
| 2 地 目     | 田                                     |
| 3 地 積     | 10,784.00 平方メートル                      |
| 4 取 得 金 額 | 31,287,200 円                          |
| 5 契約の相手方  | 土地所有者 1 名                             |

別紙

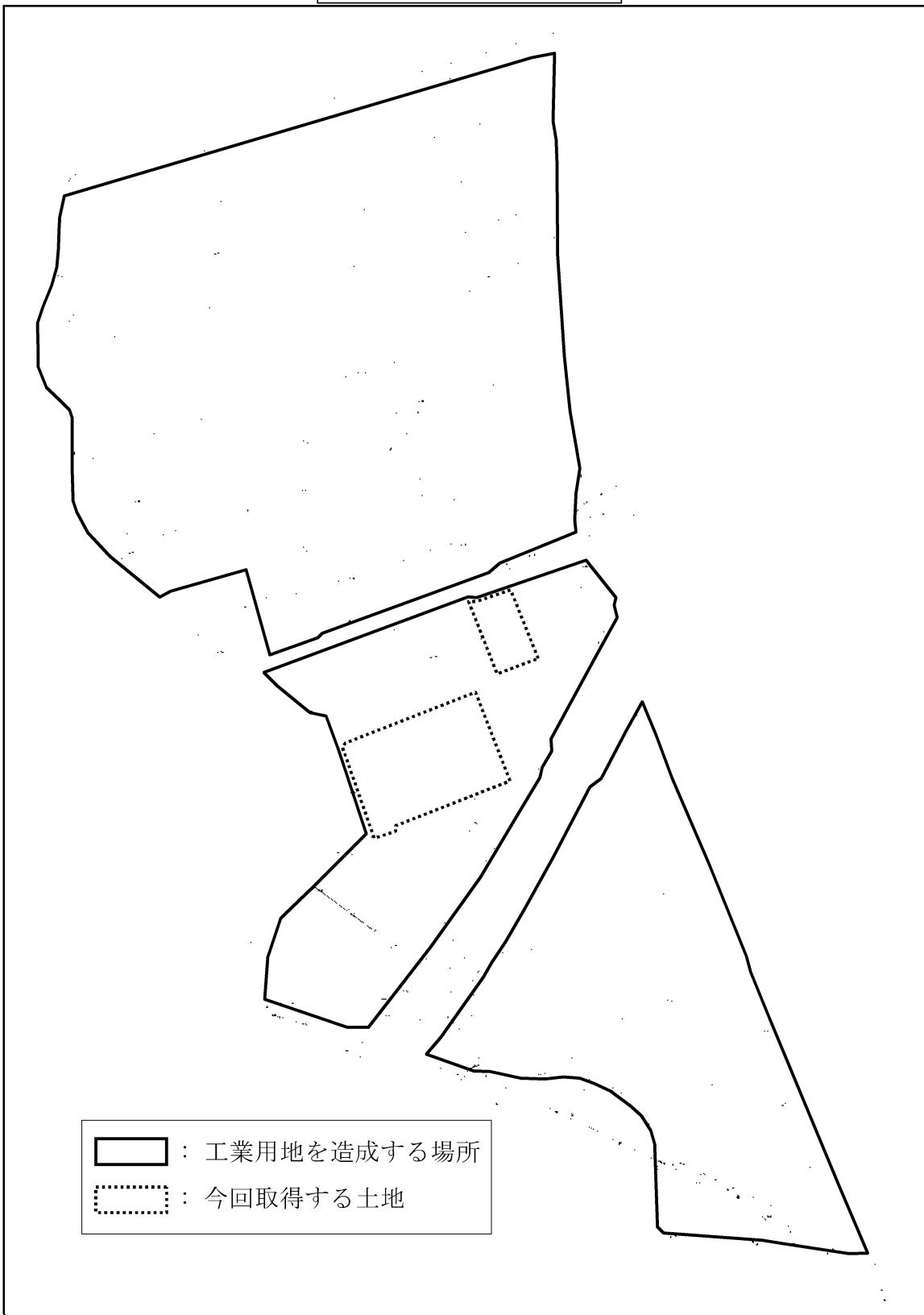
土 地 取 得 明 細 書

所在地	地目	地積（単位：平方メートル）（公簿）
都城市高木町4 1 1 0番	田	2, 079
都城市高木町5 0 7 2番1		790
都城市高木町5 0 7 5番1		3, 202
都城市高木町5 0 7 5番2		1, 529
都城市高木町5 0 7 5番3		1, 592
都城市高木町5 0 7 5番9		1, 592

位置図



## 地 番 図



## 議案第 61 号

### 訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 12 日提出

都城市長 池田 宜永

#### 1 被告となるべき相手方

熊本県球磨郡錦町大字西 622 番地 4  
株式会社ヒムカ食品  
代表取締役 瀬戸 勇二

#### 2 請求の要旨

- (1) 被告は、原告に対し、金 8463 万 4600 円及びこれに対する令和 5 年 11 月 22 日から支払済みまで年 3 % の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告に対し、金 3602 万 4558 円及びこれに対する令和 5 年 11 月 22 日から支払済みまで年 3 % の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は、原告に対し、金 1482 万 4700 円及びこれに対する令和 6 年 3 月 21 日から支払済みまで年 2.5 % の割合による金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び第 1 項ないし第 3 項につき仮執行宣言を求める。

### 3 訴えの提起の理由

本市が被告に対して協定書に基づき委託したふるさと納税推進事業業務に関して、被告が本市のふるさと納税の返礼品として宮崎県産の鶏肉を調達し、寄附者に配送すべき義務があったのに、外国産の鶏肉を調達し、これを宮崎県産の鶏肉であると偽装して寄附者に送付して、本市から委託料の支払いを受けていたところ、かかる産地偽装が発覚して被告の債務不履行（未履行）が明らかになったにもかかわらず、被告が未履行部分に相当する委託料等の支払い（返還）をしないことから、本市が、被告に対して、不当利得返還請求及び損害賠償請求とともに、協定書に基づく違約金請求の訴えを提起するものである。

### 4 訴訟遂行の方針、方法等

本件訴えの提起に係る控訴、上告、和解その他本件の目的を達成するために特に必要がある事項については、都城市長に一任する。

議案第61号関係資料

1. 「2 請求の要旨（1）及び（2）」の詳細

項目	金額	備考
返還を求めている委託料相当額	<u>184,271,558</u>	
・うち不当利得返還請求	148,247,000	
	△ 60,000,000	一部支払済
	△ 3,612,400	相殺した額
	<u>84,634,600</u>	残額
・うち損害賠償請求	<u>36,024,558</u>	株式会社ヒムカ食品の債務不履行によって本来の業務の履行とは関係のない配達費用を支出することを余儀なくされたことに対する損害賠償

(※注1) 約1.8億円の請求は、法的性質が不当利得返還請求と損害賠償請求とに分かれるところから、訴えの提起に当たり各性質ごとに区別された金額となっているもの。なお、損害賠償請求とあるが、ブランドイメージ低下等に伴う損害賠償請求とは異なる。

2. 「2 請求の要旨（3）」の詳細

項目	金額	備考
協定書（都城市役務提供単価契約約款）に基づく違約金請求分	<u>14,824,700</u>	

(※注2) 約款第19条第1項第1号では、受注者は、約款第17条の規定により本協定書が解除された場合には、予定数量から既に履行された数量を減じた数量に契約単価を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない旨規定されている。「予定数量から既に履行された数量を減じた数量に契約単価を乗じて得た額」は1億4824万7000円であるため、違約金は1482万4700円となる。